

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## ■ 商務部、RCEP 協定の着実な実行に向けた指導意見を発表

商務部は2022年1月26日、国家発展改革委員会など5部門と連名で『地域的な包括的経済連携(RCEP)協定のハイレベルな実施に関する指導意見』を公布しました。同意見は地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を着実に実行するために、商務部や国家発展改革委員会、財政部、税関総署など官庁ごとの取り組み内容などを明記しています。

## ■ 直近の重要政策

## ■ 産業政策

- ✓ 国務院弁公庁による国家発展改革委等部門の都市部における環境インフラ施設の建設加速に関する指導意見の発表の通知  
(国務院弁公庁、2/9)

## ■ 金融政策

- ✓ 銀行間債券市場の債券貸借業務管理弁法  
(中国人民銀行、2/11)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 商務部、RCEP 協定の着実な実行に向けた指導意見を発表

商務部等は地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の着実な実行を図るための活動指針となる『地域的な包括的経済連携(RCEP)協定のハイレベルな実施に関する指導意見』<sup>1)</sup>(以下、指導意見)を発表しました。RCEPの発効を契機に、地方経済の質の高い発展や貿易・投資のレベルアップ、国際提携の拡大、産業の高度化などを目指すとしています。

RCEP 協定は東アジアの地域的な包括的経済連携として今年1月1日に発効しました。日中韓、東南アジア諸国連合(ASEAN)、豪、NZ(ニュージーランド)が参加しており、これにより世界の国内総生産(GDP)と人口の3割を占める巨大経済圏が生まれています。

RCEP 協定は、「物品の貿易」や「原産地規則」、「貿易上の救済」、「サービスの貿易」、「投資」、「電子商取引」、「自然人の一時的な移動」などの章から構成され、これまでに加盟国間で締結されたEPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)で取り上げられていない「政府調達」も章として設けられています。RCEPは、関税削減のほか、知的財産権の保護、自由なデータ流通の保証(公共の利益、安保上の重大な利益のために必要であると認められる場合を除き、進出先におけるサーバーなどの設置を義務付けるデータ・ローカライゼーションの要求の禁止)など幅広い分野をカバーしています。

指導意見は、「貿易・投資のハイレベルな発展推進」、「製造業の高度化」、「国際標準との整合化」、「金融面での支援強化」、「ビジネス環境の改善」などを重点任務に取り上げ、具体的な施策を示しています。主な内容については以下をご参考ください。

## □ 重点任務

質の高い貿易・投資の発展を後押しするために、指導意見は「貨物貿易の促進」、「通関等の円滑化」、「サービス貿易の拡大」や「各国間協働の強化」などの面で指針を定めています。その内容については図表1をご参考ください。

他の重点任務について、指導意見は、製造業の高度化やグリーンサプライチェーンにおける国際提携の強化、貿易調整支援制度などの整備を進めるとしているほか、国内標準と国際標準の整合性の向上、海南自由貿易港などの地域活性化策とRCEPの相乗効果の発揮などにも言及して

【図表1】貿易・投資のハイレベルな発展推進

<h3>貨物貿易の促進</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>● 関税削減を通じて衣類や靴、かばん、玩具、家具、電子製品、機械設備、自動車部品、オートバイ、化学繊維、農作物といった優位性のある製品の輸出を増やす</li><li>● 先端技術や重要設備、中核部品、原材料等の輸入を積極的に拡大し、日用品や医薬品、リハビリ設備、高齢者向け設備等の輸入も支援する</li></ul>	<h3>通関等の円滑化</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>● 原産地規則の効果を発揮するために、自己申告制度や認定輸出者制度などを着実に実施する</li><li>● 加盟国とのAEO(認定事業者)制度の連携を積極的に推進する。条件を満たす腐敗しやすい貨物と宅配便に対し、6時間以内の通関の実現を目指す</li></ul>
<h3>サービス貿易の拡大</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>● 通信やインターネット、教育、文化、医療等に加え、研究開発やコンサルティング、介護、設計等のサービス分野の対外開放を着実に実施する</li><li>● 各国の投資家、従業員、サービス提供者等のビジネスマン及び家族の越境移動に便宜を図る</li></ul>	<h3>各国間協働の強化</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>● 加盟国間における動植物の検疫、食品の安全協力、疫病関連情報の共有を強化する</li><li>● 知的財産権の保護をめぐる法執行の協力を強化する他、知財保護関連の国際協定の締結にも取り組む</li><li>● 電子証明書、電子署名の相互認証等を推進し、Eコマースに関する規定の順守を徹底する</li></ul>

(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1)</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://gjs.mofcom.gov.cn/article/dongtai/202201/20220103239468.shtml>

います。その内容については図表 2 をご参考ください。

【図表 2】各方面での取り組み内容

### 製造業の高度化

- RCEPの発効を契機に、製造業に係るサプライチェーンの健全化に取り組み、製造業の高度化、スマート化、グリーン化を推進する
- グリーンサプライチェーンにおける国際提携の強化、貿易調整支援制度等の整備などを進める

### 国際標準との整合化

- 国内標準と国際標準の整合性、国際標準の導入率を高める
- 加盟国間の標準整合化と適合性評価結果の相互承認を促す

### 金融面での支援強化

- 金融機関による貿易企業への金融支援の強化を奨励する
- 貿易・投資活動における人民元の越境決済を拡大すべく、インフラや制度面の整備に注力する

### ビジネス環境の改善等

- 海南自由貿易港などの地域活性化策とRCEPの相乗効果を発揮する
- 中国国際輸入博覧会等の展示会、商談会の役割を生かし、加盟国向け貿易・投資を拡大する
- RCEPの恩恵を実感できるように関連政策の解説・宣伝に注力し、優遇策を企業に行き届かせる

(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## □ 中国の主な対日関税削減品目

RCEP は中国、日本両国にとって初めて締結する EPA となります。中国は自動車部品や工業製品などの関税を最長 20 年で段階的に撤廃する方針であり、日本からの輸入品に対する関税では品目数ベースで 86%が撤廃されることになるため、関税撤廃・削減の効果が期待されます。

協定条文の附属書として掲載されている譲許表(関税率表)には関税撤廃・削減スケジュールがまとめられています。中国の日本に対する関税削減の主な内容については次頁の図表 3 をご参考ください。

他方、財政部は昨年 12 月、今年 1 月 1 日から実施する輸出入関税の調整計画に関する国務院関税税則委員会の通知を発表しました。同通知では、2022 年から RCEP などの協定に基づき、29 カ国・地域を原産とする一部の輸入品に協定税率を適用するとしています。

世界で最大の FTA となる RCEP は、中国が打ち出している国内外が促進し合う「双循環」発展戦略に資する他、関税引き下げや通関等の円滑化等により、加盟国間のサプライチェーン、商流の融合促進、域内の一体化発展にも寄与できるため、アジア太平洋地域の経済安全保障等に対し幅広い影響を与えるとみられています。

【図表3】中国の主な対日関税削減品目

品目		譲許内容	ベースレート (2021年の最恵国税率)
食品	牡蠣	11年目撤廃	7%
	ほたて貝	11年目撤廃	10%
	ウニ	11年目撤廃	10%
	ナマコ(水煮)	即時撤廃	5%
	清酒	21年目撤廃	40%
	ウイスキー	11年目撤廃	5%
	醤油	21年目撤廃	12%
	ソース混合調味料	21年目撤廃	12%
日用品 <sup>2</sup>	ユズ精油	16年目撤廃	20%
	歯磨き粉	11年目撤廃	3%
	デンタルフロスのフィラメント	11年目撤廃	3%
	洗顔料(有機界面活性剤系)	11年目撤廃	6.5%
家電製品	冷蔵庫	11年目撤廃	8%
	エアコン	11年目撤廃	8%
	太陽熱温水器	11年目撤廃	5%
	電子レンジ	11年目撤廃	7%
	インスタントカメラ	11年目撤廃	5%
	カメラの部品	即時、11年目撤廃	5~10%
アウトドア用品	合成繊維製のテント	11年目撤廃	6%
	マウンテンバイク	11年目撤廃	7%
	クロスバイク	11年目撤廃	7%
	グライダー	即時撤廃	3%
車両・鉄鋼関連	レシプロエンジン (排気量50ml超、250ml以下)	即時撤廃	10%
	自動車用エンジン部品のほとんど	11年目、16年目撤廃	2~8.4%
	電気自動車用モーターの一部	16年目、21年目撤廃	10%、12%
	電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部	16年目撤廃	6%
	油圧ジャッキ	即時撤廃	3%
	鉄道車両の台車・部品のほとんど	即時撤廃	3%
	ブルドーザー	11年目撤廃	7%
	ポロン鋼	即時撤廃	3%
	熱延鋼板のほとんど	即時、11年目、16年目、21年目撤廃	3~6%
化学・非鉄金属	ポリウレタンの一次製品	即時撤廃	6.5%
	ポリエチレン、プラスチック製品の一部	11年目、16年目、21年目撤廃	6.5~10%
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (アセテート、レーヨン等)	即時撤廃	5%
	フェロニッケル	即時撤廃	2%
	プラチナ半製品	即時撤廃	3%
	ダイヤモンド(ルース)	即時撤廃	3%

(中国国際貿易促進委員会などの公開資料に基づき、中国アドバイザー部作成)

<sup>2</sup> 日用品の輸入のうち大きなシェアを占める化粧品やシャンプーなどは関税削減の対象から除外

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 国務院弁公庁による国家発展改革委等部門の都市部における環境インフラ施設の建設加速に関する指導意見の発表の通知

(原文：国务院办公厅转发国家发展改革委等部门关于加快推进城镇环境基础设施建设指导意见的通知)

国弁函〔2022〕7号

国務院弁公庁 2022年2月9日公布

#### 【主要内容】

- 国務院弁公庁は、国家発展改革委員会等部門の『都市部における環境インフラ施設の建設加速に関する指導意見』を転送する形で、都市の環境インフラの整備を加速させる方針を示した
- 2025年までに環境インフラの供給能力とレベルを大幅に高め、重点地域及び手薄な分野におけるごみ処理能力を強化し、汚水や生ごみ、固体廃棄物、危険廃棄物、医療廃棄物の処理と監視を一体化した環境インフラ体系を構築することを目標に掲げているほか、30年までに健全性や効率性、省エネ性、安全性に優れた環境インフラ体系の構築も目指す
- 25年までに環境インフラの整備に関する数値目標は主に以下の通り
  - ① 汚水処理能力を新たに2,000万m<sup>3</sup>/日増やすほか、排水管8万kmを新たに建設、改造する。再生水の生産能力は1,500万m<sup>3</sup>/日以上に拡大する。都市部の汚泥無害化処理率は90%に達する
  - ② 分別した生ごみの収集・輸送能力を70万トン/日前後、都市部の生ごみ焼却処理能力を約80万トン/日前後に引き上げる。都市部の生ごみのリサイクル率は60%前後に達する
  - ③ 鉄鋼や非鉄金属、自動車、家電、タイヤ、プラスチック、ガラス、木製品などの固体廃棄物の回収、再利用を促進する。新たに排出された固体廃棄物の総合利用率を60%に引き上げる。産業団地における工業廃棄物の処理施設の設置を促す

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-02/09/content\\_5672710.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-02/09/content_5672710.htm)

### 金融政策

#### 銀行間債券市場の債券貸借業務管理弁法

(原文：银行间债券市场债券借贷业务管理办法)

中国人民銀行公告〔2022〕第1号

中国人民銀行 2022年2月11日公布

#### 【主要内容】

- 債券貸借の期間は債券貸借を行う双方が話し合っで決めるものであるが、最長365日を超えてはならない。債券貸借の存続期間内に、借り手が貸し手に提供した担保の時価は、双方が決めた条件に適合しなければならない
- 債券の借り手が貸し手に払う品貸料の基準については、双方が話し合っで決めること
- 債券貸借を行う双方は、中国人民銀行が認めた債券貸借取引マスター契約を締結しなければならない
- 集中債券貸借業務とは、債券決済日に債券貸借取引の参加者が十分な債券を渡せない場合、債券決済サービス機関は、中国人民銀行が認めた電子取引プラットフォーム（以下、取引プラットフォーム）における参加者の指図に基づき、他の参加者の指図とマッチングし、債券貸借を完了させることを指す
- 債券決済サービス機関は、集中債券貸借業務における貸借可能な債券銘柄、品貸料、担保の範囲、掛け目及び代用有価証券の評価方法を発表しなければならない。中国人民銀行はマクロプルーデンスの管理に基づき、債券決済サービス機関に対し上記パラメーターの調整を求めることが可能である
- 参加者は集中債券貸借を行う前に、担保の管理に関する事項につき債券決済サービス機関と合意を達成しなければならない

- 「同一の借り手が債券貸借を通じ借り入れた債券残高が、借り手の債券保有残高の20%以上に達した」、または「単一銘柄の債券借入残高が同銘柄の債券発行量の10%以上に達した」時点から、その比率が5ポイントごと上昇する度に、借り手は翌営業日12時までに取引プラットフォーム及び債券決済サービス機関に対し書面にてその事実を報告し、理由を説明しなければならない
- 本弁法は2022年7月1日より実施する。『全国銀行間債券市場の債券貸借業務管理暫定規定』（中国人民銀行公告〔2006〕第15号公布）は廃止となる
- 同弁法は取引参加者による集中債券貸借の実施を支持する方針であり、銀行間債券市場における取引参加者の多様化や流動性の向上を図るものである

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/4469360/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。